

令和 8 年 6 月 1 日に選挙人名簿に登録の結果、地方自治法第 74 条、第 75 条、第 76 条、第 80 条、第 81 条及び第 86 条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条及び第 5 条の規定に基づく直接請求を行う場合における有権者総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数は次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

飯塚市選挙管理委員会委員長 金子 慎 輔

|   |            |          |
|---|------------|----------|
| 1 | 50 分の 1 の数 | 2,056 人  |
| 2 | 3 分の 1 の数  | 34,264 人 |
| 3 | 6 分の 1 の数  | 17,132 人 |